
〈資料紹介〉

フランス領インドシナにおける 教育法制（1917年）

法政大学キャリアデザイン学部教授 古沢 常雄

本稿では、「インドシナにおけるフランス植民地支配のための教育政策－アルベール・サロー総督下の1917年12月の『インドシナにおける公教育全般規定』（1917年）の歴史的意味」に触れて、この法制の一部分、全550か条のうちの僅か96か条分を訳出する。

〔Ⅰ〕法制紹介の趣旨：フランス領インドシナ成立（1887年）後、従来、各地で不統一に行われていた植民地教育がこの規則によって統一された。この教育規定はサロー（Albert Sarraut, 1872－1962、インドシナ総督（第1回1911－1914、第2回1917－1919））の2度目の総督任務時に制定されたものであった。フランスの文明的使命を正面に掲げ、「教育の普及」に努力したサロー（＝フランス植民地帝国の代理人）は、この教育規定によって、インドシナ住民をどのように育てようとしたのか。

〔Ⅱ－1〕インドシナとは：「このフランスの植民地は面積からいうと74万km²に達していて、フランス本国の1倍半に当たる広大な地域を占め、人口は3千3百万余であるが、これを僅か4万6千人のフランス人、厳密に言えば1万1千の軍隊と4千7百人の文官、6千9百人の産業人によって支配されている・・・。土着民の人種構成は複雑で、越南人、チャム人、クメール人すなわちカムボジア人の外に未開民たる田地の住民、^{マン}マシ族、^{キオ}ヤオ族、^{メオ}メオ族、^ロロ族などがある。これらのなかで人口・文化・経済その他の点で昔から指導的地位に立っ

260 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

ているのは越南人である。」(引用に当たっては、新字新仮名に換えた)大岩誠*『安南民族運動史概説』1941年11月、5頁、ぐろりあ・そさえて。

*大岩誠 1900・7・8-57・1・11 26、京大卒、パリ滞在 32・6-32・7、京大政治学助教授 33年滝川事件辞任、立命館教授、38年治安維持法による逮捕、51年南山大教授。フランス語名著の訳書が多い。

〔Ⅱ-2〕植民地化の歴史

1858年・コーチシナ(交趾支那、南部ヴェトナム)の征服→67年フランス領コーチシナ *Cochinchine française*。コーチシナ総督の設置(フランス海軍植民地省の管轄下)。

1863年・カンボディア(東埔寨)のフランス保護国化。

1886年・アンナン(安南、中部ヴェトナム。首府フエの阮朝宮廷の統治。ただし、理事長官が内閣の議長を務め、予算決定権を握る)、トンキン(東京、北部ヴェトナム、首府ハノイ河内)のフランス保護国化(外務省の管轄下。各保護国に理事長官が駐在。)

1887年・インドシナ連邦 *Union indochinoise* (フランス領インドシナ *Indochine française*)の成立。アンナン・トンキン両保護国、コーチシナ植民地、カンボディア保護国を海軍植民地省の一元的管轄下に統括(インドシナ総督の設置)。日本では「仏印」と略称。

1893年・ラオスの保護国化。

1899年・保護国ラオスをフランス領インドシナに編入。

1900年・清国(中国)の広州湾租借地をフランス領インドシナに編入。

1907年・シャム(タイ)からバツタンバン、シェムリアプ、シソボン3州を奪還し、カンボディア領に編入⇒フランス領インドシナに編入。フランス領インドシナの完成。

1940年9月・2万5千人の日本軍が「北部仏印」(トンキン)に進駐(仏印進駐)。

1941年7月・日本軍が、ヴィシー政権の許可を得て仏印南部に進駐(南部仏印進駐)。

1945年3月9日・日本軍によるインドシナ総督府解体。

1945年9月2日・ヴェトナム民主共和国成立（ホー・チ・ミン胡志明が大統領）。

〔Ⅲ〕 フランス植民地下の教育改革

- 1) 1874年改革 海軍准将克蘭ツによる「コーチシナ公教育規則」の制定。
初等教育と中等教育とを区分。教育内容、および、教育を担当する将校と兵の定義を定める。
- 2) 1879年改革 コーチシナ地方にのみ適用される無償の公教育制度を組織する条例。
- 3) 1906年改革 総督ボーによる、アンナンにおける現住民教育の義務化する改革。アンナン人の伝統的教育を変更する最初の王令（クォック・グー〔現在のヴェトナム語の正書法で、ローマ字表記・国語の意〕・西洋科学・フランス語の教育内容を加える）。フランス人—アンナン人学校の拡張。
- 4) 1917年改革 総督サロー署名「公教育全般規定」（7巻約600条）（別称「インドシナ教育憲章」）公布。その内容（後掲文献 Trinh Van Thao, 51頁による）〔翻訳資料参照のこと〕
 - a) 初等教育におけるフランス語の位置づけ（第1編）
 - b) 教育内容と時間割（第2・3編）
 - c) 試験制度（第5編）と奨学金制度（第6編）
 - d) インドシナの奨学生が入学できる本国フランスの上級学校の一覧表（第6編）
 - e) 高等教育（第2編）
 - f) 教員の身分規定（第1・2・3・4編）
 - g) 公教育行政の組織図（第1・3編）
 - h) 初等師範学校の任務
- 5) 1924年改革 総督メルランによる公教育規則改定。ピラミッド型、選別制度、隔絶制度を含んだ統一学校の原則を導入。現住民小学校卒業証書の創設。当初フランス語で編集され、検閲を受けた後にクォック・グーに翻訳された教科書が作成。小学校用教科書として15種が作成され、うち、3種

262 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

(冊) がクオック・ゲー読本用教科書、3冊が道徳用教科書。

6) 1928年改革 7年制中等教育(前期4年+後期3年)の推進。

〔Ⅳ〕 サロー総督とは：Albert Pierre Sarraut (1872－1962)

1911－1914 : Gouverneur général	1930. 2.－1930. 3. : Ministre de la Marine
1914－1915 : Ministre de l’Instruction publique et des Beaux-arts	1930. 12.－1931. 1. : Ministre de la Marine militaire (上記の省名変更)
1916－1919 : Gouverneur général	1933. 9.－1934. 1. : Ministre de la Marine
1920－1924 : Ministre des Colonies	1933. 10.－1933. 11. : Gouvernement Albert Sarraut (1)
1926－1928 : Ministre de l’Intérieur	1936. 1.－1936. 6. : Gouvernement Albert Sarraut (2) 1940. 3.－6. : Ministre de l’Education nationale

【主著】 L’Instruction publique et la Guerre, Eds. Didier Henri, 1916, 京大文蔵
La Mise en valeur des colonies françaises, Payot, Paris, 1923, 656p. アジ研蔵
Indochine, 《Images du monde》, Firmin Didot, Paris, 1930, 96p. アジ研蔵
Grandeur et servitude coloniales, Editions du Sagittaire, Paris, 1931, 284p. アジ研蔵
(すべて未入手・未見)

〔Ⅳ－1〕 サローの協同(協調)主義の表明

サローは、その主著『植民地の栄光と隷従』に、次の文があるという。

D’abord, les indigènes étant des hommes comme nous, il faut les traiter en hommes comme nous, c’est-à-dire leur assurer les garanties primordiales de statut individuel, de droit personnel que nous réclamons pour nous-mêmes. 「まず、現住民は我々と同様に人間であるのだから、彼らを、我々と同様に人間として処遇しなければならない。すなわち、我々が自らに要求している個人としての身分、個人的権利という最も本源的な保護を彼らに保障しなくてはならない。これが、その道徳的・実践的結果を伴う協同政策の断固とした提言である (C’est l’affirmation catégorique de la politique d’association, avec ses conséquences morales et pratiques.)。他面、植民地化された人種を、この膨大な労務者 cette vaste main-d’œuvre の効率を大量に殺し、減少させる病気から守らなければならない。これが医療援助の役割である。・・・大産業と偉大な文明を「植民地に」導入することによって作られる新たな経済・社会状態—これが、植民地に《プロレタリア》現象を現出させた—の中で、原住民労働者は、労働についての人間の規則の配慮によって十分に防衛さ

れた。この大量の生き物 *cette masse de vivants* が体现している道徳的・知的価値 *la valeur morale et intellectuelle* を増やさなければならない。これが公教育の発展 *le développement de l'instruction publique* というものである。最後に、合法的に、かつ、彼らにふさわしいやり方で、彼ら自身の国の行政に携わるように、我々の被保護者 *nos protégés*〔植民地の原住民〕に資格を与えなければならない。」

〔Ⅳ－２〕 サロー総督の教育政策《文献20、290－292頁より》

フランス植民地政策は、一般的に同化主義（*assimilation*）とみなされてきた、力尽くでフランス化を強制・強要する統治方式である。しかし、これは、確立した統治機構と歴史をもち、「文明」の行き渡ったヴェトナムでは通用しなかった。ヴェトナム側の抵抗があったからである。フランスは長い間、同化主義と協同主義（*association*）の間を逡巡していた。

教育政策上の協同主義をとったのがバール（*Paul Bert*、1833－86、ハノイで没）であった。彼は、フェリーラと共に第3共和政の教育政策を担い、ガンベッタ内閣時の文部大臣（在任1881－82）をも務め、医師で生理学者でもあった。1885年以降の反仏抵抗運動や地方の知識人・官僚（文紳）たちの蜂起で武力によるインドシナ統治政策が行き詰まり、文官的協同主義を標榜する第3次フレシネ（*Freycinet*）内閣が登場する（1886年1月）と、彼はアンナン・トンキン理事長官に任命され（1886年1月）、同年4月、ハノイに着任した。バールは、行政官に占める武官と文官の比率において後者を高めると共に、政治機構に現住民を積極的に利用するようにし、中央に現住民有力者評議会を、地方にトンキン諮問会議を設置し、またフエの宮廷（阮朝）の権力を認めた。

バールは「協同主義的近代的植民地政策の推進者」と言われ、その政策は、フレシネ内閣により任命された第3代フランス領インドシナ総督のラヌサン（*Jean Marie Antoine de Lanessan*、1843－1919、在職1891－94）に引き継がれたが、その後、同化政策と協同政策との間の往復運動が繰り返された。

1911年にサローが総督となり、協同政策を推進し、逆行しえない体制を固めた。彼は、熱病のため1914年に帰国を余儀なくされたが、1916年に再度、総督に任じられる。そして、1917年12月に編集・公布したのが、「インドシナ教育

憲章」の名をもつ、7編600条からなる浩瀚な「公教育全般的規定」であった。その内容は、略述した。

彼は、いかなる意図と構想の下にこの教育規定を作成したのであろうか。私たちは、今の日本で、この教育法令の資料（オリジナル版も復刻版も）を手にしていないので、それを分析することはできない（2007年8月と2008年11月に、エクサンプロヴァンスにある国立海外古文書センター【CAOM=Centre d'Archives d'Outres Mer】で教育法令を閲覧し、デジタル・カメラで撮影する機会を得た。今回、その法令の一部を訳出した）。しかし、断片的な状況証拠で、彼の教育意図を探ってみよう。

- ①「現地人を教育することは、確実に我々の義務である。……そして、この我々の義務は、我々にとって最も重要な植民地における経済的・行政的・軍事的、政治的利益に合致する。事実、教育は、多くの現地人労働者の知性 *intelligence* の質と能力 *capacité* を高め、植民地の生産物の価値を増大させる結果をもたらす。さらに、教育は、勤労大衆の中に、技術者・現場監督・監視人・サラリーマン・事務職員のようなヨーロッパ人の数の不足を補い、植民地の農業・工業・商業に対してますます強まってくるフランスの要求を満足させるために役立つ現地人のエリートを見つけ出し、訓練することを可能にするはずである」サローの言葉（Suret-Canale, 1964）。
- ②「〔ヴェトナム人に対する教育の目的は〕フランスの行政・工場経営者・商業経営者そして植民者にとって従順な官吏、教師、通訳そして店員となる土民を訓練することである」トンキン公教育長官ベラルーが1912年4月18日に総督サローに宛てた報告（広木、1976）。
- ③サローは、エリート以外のインドシナ住民については、『ごく簡単な教育、要点だけに絞って、子どもが農民、職人としてつつましく生きる上で、その自然的、社会的生存条件を改良するのに知っておくと役に立つことを教える教育』を提唱した（ベネディクト・アンダーソン、1997）。
- ④1907年9月に最初の「インドシナ大学」が開設され、1907-08年度、学生数は約200人にのぼったものの、この年度中に閉校されたが、サローの下で再開された。しかし、この大学での教育は、「教育、公共土木工事、法

律、行政、医学のような専門訓練教育に限られていた」(Kelly, 2000)。

(追加) インドシナ大学の開設の意図「サローとその後継者の多くは、大学教育を求めてフランスに旅立つ学生数の増加に警鐘を鳴らした。フランスで大学教育を受けた学生たちは植民地秩序を排斥 reject しがちであるが故に、フランスの教育は危険だと、彼らは考えた。サローは、現地〔インドシナ〕の大学を発展させることで、学生のフランスへの移動を堰き止めようとした。……彼〔サロー〕は絶えず入植したフランス人 colon に対して、ハノイの大学が入植者たちの立場 position を揺るがすことがない、大学はその人種にふさわしい仕事 job のためにヴェトナム人を訓練しているのだ、大学を卒業したヴェトナム人はどんなことがあってもフランスの公務に認められることはない、安心させた。端的に言えば、サローは、大学を改革することによって、フランス人入植者 colons とヴェトナム人エリートの利害 interests をごまかそうと試みた (Kelly, p. 29)。

詰まるところ、植民地原住民であるヴェトナム人を宗主国フランスの統治に奉仕させる教育であった。同化主義であっても、協同主義であっても、植民地支配には変わりはないのである。意識的なヴェトナム人にとっては、屈辱的な教育に過ぎなかった。

〔Ⅳ－３〕 サローによる1918年新学期の学校教育制度

〈詳細は、戦前文献および戦後文献18（黒沢292頁）〉

クオック・グーで教えられる3年間の基礎学校 (elementary school)、フランス語で教えられる3年間の初等教育 (primary education)、フランス語による4年間の(職業指向の)上級初等教育 (vocationaly-oriented primary suprioreducation)、インドシナ・バカロレア受験資格の取得に向けフランス語で3年間教授される中等教育 (French-language secondary education) という、3・3・4・3の4段階の教育制度であった。このうち、はじめの3段階は初等教育機関であった。就学年齢層の約10%が就学しており、そのうちの90%がこの初等教育機関に通っていた。残りの10%、すなわち就学年齢一層の僅か1%の子どものみが、大学進学コースの中等学校に在学した。サローの教育改革における主要な関心は、ヴェトナム語の学習を通しての「教育」ではなく、

「フランス語の習得」に重点が置かれていた。基礎学校では、27時間の授業数のうち9～15時間がクォック・ゲー教育に当てられた。クォック・ゲー教育はフランス語教育への入門指導であった。初等学校では、週25時間の授業数のうち7時間ほどがフランス語の授業であった。中等学校では、週15～18時間がフランス語とフランス文学の教育に当てられた。その他の授業科目は、週3時間の「衛生と実用理科」、週2／3時間の数学、週1／2時間の道德教育、週2・1／4時間の中国語、体育が2・1／2時間で、歴史は1／2時間、地理は1時間に限定されていた。フランス語の授業では、ベルギーの新教育の理論家でもあり実践家でもあるドックロリーが提唱した「興味を中心」の理論が採用され、教材はフランスよりもヴェトナムの生活が選ばれた。しかし、教材となったヴェトナムは、フランス人の目でとらえられ、フランス人によって書かれたヴェトナムの姿であった。

〔Ⅳ－4〕 サローの公教育全般規定の問題の指摘

チャン・ヴァン・タオの記述「点描派的 pointilliste 性格にもかかわらず、あるいは、その故に、公教育全般規定は、数多くの欠陥と矛盾を持っている。・・・雑誌『南風 Nam Phon』の編集長ファム・キン Pham Quynh によると、サローの改革は、「伝統的教育制度の刷新」政策の失敗と多すぎる制約によって緩和された教育上のフェリー主義 ferrysme scolaire の失敗から生じた・・・。」《文献5, p.51.》

この文章は、十分に咀嚼しかねるが、『インドシナにおける公教育全般規定』を読み込まなくてはなるまい。本原稿は、その第一歩である。

〔Ⅴ〕 今後の研究課題

- a) インドシナ連邦教育史研究には、教育法体系を教育法規（法令）によって把握する課題→法令が、しばしば修正、廃止されている。その時系列的把握の必要。→きちんと史料（法規）を収集する（手元に置く）こと。⇒今回、550条の翻訳には挫折。
- b) 先行研究書の解釈・評価を鵜呑みにし、それを紹介するようなことはしない。

- c) フランス本国の教育史とフランス植民地の教育史についての比較（本国の教育原理と植民地の教育原理との二枚舌、本国の二重基準）→フランスのジレンマ
- d) 教育史研究は制度研究と〔平行して＝同時に〕実態研究を進めなければならない。研究推進の方法（論）を煮詰めなければならない。フランス植民地下の、ヴェトナム教育史は勿論、ラオス教育史、カンボディア教育史研究をどう進めるか。ヴェトナムと一言でいうが、そのヴェトナムは大きくは、ハノイ、フエ、サイゴンの3地域に分断されていた。つまり、フランス領インドシナ教育史研究は5つの地域を一望しなければならない。その方法論は何だろうか。
- e)（日本をも視野に含めた）植民地教育の問題性の把握

〔参考文献〕

〔戦前〕

1. 文部省教育調査部「フランス領印度支那に於ける教育」『教育制度の調査』（第11輯）1940年、175－206頁。
2. 文部省教育調査部「フランス領印度支那に於ける教育」『教育制度の調査』（第12輯）1941年、87－236頁。
3. 文部省教育調査部「第三編 仏印」『南方圏の教育』（教育調査資料第8輯）1942年、123－231頁。
4. 船越康寿「仏領印度支那における植民教育」『南方文化圏と植民地教育』第一出版協会、1943年、85－181頁。
5. ベッケル『列国の植民地教育政策』第一出版協会、1943年、592＋49p・特に第5章「フランスの植民地教育」289－367頁。
6. Branchet, F., L'Oeuvre scolaire de la France en Indochine, dans L'Enseignement public, 1932.（同誌は東京大学教育学部図書所蔵。但し、次の7と共に欠本。1. 2. 3. は、これらの文献に基づいている）
7. Vial, F., Les Institutions scolaires de Indochine, dans L'Enseignement public, 1939. 12. et 1942. 2・4・5.

以上の文献の外、奈良女子大学図書館には、以下の貴重な文献が所蔵されている。

268 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

これらは、1931年に開催されたパリ植民地博覧会のために書かれた図書である。《未見》

1. L'Annam scolaire : De l'enseignement traditionnel annamite à l'enseignement moderne franco-indigène / Indochine française. Gouvernement général de l'Indochine. Imprimerie d'Extrême-Orient, 1931. (Exposition coloniale internationale Paris 1931 / Direction générale de l'instruction publique).
2. La Cochinchine scolaires / Gouvernement général de l'Indochine. Imprimerie d'Extrême-Orient, 1931.
3. Exposition coloniale internationale Paris 1931 / Direction générale de l'instruction publique. Imprimerie d'Extrême-Orient.
4. L'Indo-Chine française : (Souvenirs) / Paul Doumer. -- 2.éd.. -- Vuibert et Nony, [n.d.].
5. Les manuels scolaires et publications pédagogiques / Gouvernement général de l'Indochine. Imprimerie d'Extrême-Orient, 1931.
6. La pénétration scolaire dans les pays annamites (Tonkin-Annam-Cochinchine) / Indochine française. Section des services d'intérêt social. Imprimerie d'Extrême-Orient, 1931. (Exposition coloniale internationale Paris 1931 / Direction générale de l'instruction publique).
7. La pénétration scolaires en pays cambodgien et laotien / Indochine française. Section des services d'intérêt social. Imprimerie d'Extrême-Orient, 1931. (Exposition coloniale internationale Paris 1931 / Direction générale de l'instruction publique).
8. Le service de l'instruction publique en Indochine en 1930 / Indochine française. Section des services d'intérêt social. Imprimerie d'Extrême-Orient, 1930. (Exposition coloniale internationale Paris 1931 / Direction générale de l'instruction publique).
9. Le Tonkin scolaire : Un pays d'adaptations pédagogiques originales / Indochine française. Gouvernement général de l'Indochine. Imprimerie d'Extrême-Orient, 1931. (Exposition coloniale internationale Paris 1931 / Direction générale de l'instruction publique).

〔戦後～現在〕

1. 佐藤英一郎「植民地教育政策の性格－とくにインドシナを中心として－」海後勝雄・広岡亮三編『近代教育史Ⅲ』誠文堂新光社、1956年、46－49頁。
2. 佐藤英一郎「植民地教育政策の展開－インドシナを中心として－」梅根悟監修『世界教育史体系10フランス教育史 H』講談社、1975年、192－198頁。
3. Vu Tam Ich, A Historical Survey of Educational Developments in Vietnam. Bulletin of the Bureau of School Service, College of Education, University of Kentucky, 1959, 136 p. (Internet 上に公開)
4. Nhu Duc Duong (1984) Education in Vietnam under the French domination 1862－1945, University Micro films International, Southern Illinois University (PhD Thesis: 1978), 271 p. (上智大学図書館蔵)
5. Trinh Van Thao, L'Ecole française en Indochine, Karthala, 1995, 325 p.
6. Bezançon, P., Un Enseignement colonial : l'expérience française en Indochine (1860－1945), 2 vol. (770 p.), Villeneuve d'Ascq : Presses universitaires de Septentrion, 1997.
7. Bezançon, P., Une colonisation éducatrice : l'expérience française (1860－1945), L'Harmattan, 2002, 478 p.
8. Kelly, Gail Paradise, French Colonial Education－Essays on Vietnam and West Africa, AMS Press, 2000, 271 p.
9. 武田龍児「ベトナムの科学制度と学校」多賀秋五郎編著『近世東アジア教育史研究』学術書出版会、1970, pp. 133－188.
10. 坪井善明『近代ヴェトナム政治史』東京大学出版会、1991, 303頁。
11. アンダーソン『増補 想像の共同体』NTT 出版、1997。特に7章「最後の波」
12. 海原 峻『ヨーロッパがみた日本・アジア・アフリカ－フランス植民地主義というプリズムをとおして－』梨の木舎、1998, 276頁。
13. 平野千果子『フランス植民地主義の歴史』人文書院、2002, 358頁。
14. ヴィ・ティ・ミン・チ (Vu Thi Minh Chi) 「変革期ベトナムの教育－その実態と歴史的展開－」一橋大学博士号取得論文 (博士号取得年月日: 1999年7月27日)
15. 岩月純一「『ベトナム語意識』における漢字／漢文』の位置について」『ことばと社会』1号、三元社、1999年、154－165頁。
16. 岩月純一「ベトナムにおける『近代的』漢文教育についての一考察」木村汎ほか編『日本・ベトナム関係を学ぶ人のために』世界思想社、2000年、40－59頁。

270 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

17. 下司睦子「仏領インドシナ、ベトナムにおける植民地言語教育とその政策」『植民地教育史研究年報4』皓星社、2002年、180-127頁。
18. 黒沢和裕「ベトナムにおけるフランスの植民地教育-現地人教育改良評議会を中心に」『二十世紀研究』第3号、2002年、75-98頁。
19. 古沢常雄「ベトナムにおけるフランスの植民地教育政策-『文明化使命』をめぐって」『植民地教育史研究年報5』皓星社、2003年、11-26頁。
20. 古沢常雄「フランス植民地支配とフランス語教育-ヴェトナムに焦点を当てて」福田誠治・末藤美津子編『世界の外国人学校』東信堂、2005年、279-299頁。

〔翻訳資料〕

以下は、南フランス・マルセーユから小一時間の所に位置するエクサンプロヴァンスにある国立海外古文書センター【CAOM=Centre d'Archives d'Outres Mer】が所蔵する『インドシナの法規全集』Recueil général de la législation et de la réglementation en Indochine. A jour au 31 décembre 1925, Deuxième partie, Tome deuxième- 4 janvier 1917-29 janvier 1923, publié par le Service de la législation et d'administration du gouvernement général, 1928.の第2巻（1917年1月4日-1923年1月29日分）に所収されている『インドシナにおける公教育全般規定』Règlement général de l'Instruction publique en Indochine, 21 déc. 1917の翻訳（全550か条のうちの僅か96か条分の訳出）である（括弧内の数字は掲載頁）。なお、法規全体の見通し（構成）のために、章・節の見出しを全て挙げておく。全文は1804頁から1836頁まで、32頁分である。〔 〕は、古沢が補足した箇所。

本来ならば、1918年4月10日刊行の『フランス領インドシナ〔政府〕広報』（Journal Officiel de l'Indochine Française.これも CAOM に所蔵）607頁から684頁まで78頁に渡って全558条分掲載されたアレテと対比すべきであるが、研究上、手抜きをしている。

1917年12月21日（1804頁）

『インドシナにおける公教育全般規定』を公布するコーチシナ総督府のアレテ〔法令〕 Arrêté G. Gal publiant le Règlement général de l'Instruction publique en Indochine (J.O.I.C. 1918 P. 607).

第1条 1918年3月15日より『インドシナにおける公教育全般規定《Règlement général de l'Instruction publique en Indochine》』が公布される。
その本文はこのアレテに添付される。

第2条 本規定以前のアレテおよびインドシナにおける公教育についての諸施行規則 services による組織に関する現地当局 autorités locales の決定は、実施されている法規がはっきりと明記されている現地当局の規定を

除外し、廃止される。

『インドシナにおける公教育全般規定』
《Réglement général de l’Instruction publique en Indochine》

第1巻 全般組織（1804）

第1編 教育段階

第1条 インドシナにおける公教育 L’enseignement public は、一般教育 L’instruction générale と職業教育の知識 les connaissances を供給する。

それは、下記の表の段階に従って配置されるカリキュラム un programme d’études によって、ともにフランス人用学校 Écoles françaises とフランス人－原住民用学校 Ecoles franco-indigènes において与えられる。

第2条 （1921年6月20日のアレテにより修正）《公教育（一般教育および職業教育）の機関は、（インドシナ連邦）各国の行政の観点から、直接、地域行政長官の管轄下に置かれ、また、専門的・職業的観点から、公教育局長の管轄下に置かれる。

特に、高等・中等教育機関に関しては、専門的および職業的の二重の観点から、公教育局長の管轄下に置かれる。》

一般教育		職業教育
フランス人用学校	フランス人－原住民用学校	フランス人用学校、および フランス人－原住民用学校
第1段階教育		
基礎初等学校、および 中等教育の基礎学級	基礎初等学校、および フランス人－原住民用初等学校	家事、農業、産業美術、装 飾美術の徒弟学校
第2段階教育		
上級初等学校フランス 人用中等学校	フランス人－原住民用上級初等学校 フランス人－原住民用中等学校	全課程を備えた職業学校
第3段階教育		
高等教育学校 Écoles supérieurs		

第3条 その全体が「インドシナ大学」l'Université indochinoise を構成することになっている高等教育学校 Écoles supérieures は、その創設を考慮し、唯一の中央部局である「高等教育局」Direction de l'Enseignement supérieurs に属する。

第4条 教育 L'instruction は、公初等学校において、無償である。

第5条 アンナン3国（コーチシナ・アンナン・トンキン）において原則として共通な、第1・第2段階教育の組織上の規則は、特別な規定によって示されるいくつかの条項については保留し、その他の連邦にも同様に適用される。

地域行政長官は、総督に、その管轄下にあるフランス人－原住民用教育の活動状況と進展についての年次報告を、公教育総視察の証印を受けた上で提出する。

第6条 （1924年5月14日のデクレにより廃止）

第2編 公教育局－視学官（1804）

第7条 （1924年4月25日のアレテにより廃止）

第8条 （1921年6月20日のアレテにより修正）インドシナにおいて、公教育局が、総督の権能のもとに設置される。その権限は、1920年5月2日のデクレにより定められる。

さらに、公教育局長は、公教育に関しても私教育に関しても同様に、規則が厳格に適用されているかを監視する。

公教育局長は、教育職員の雇用にあたってフランス人応募者の免許資格について審査し、これら応募者のすべての任用や雇用契約に関し、また、植民地大臣 Chef de la colonie の署名のある配置転換や解雇 congé についても意見を述べる。（第4節は1924年9月13日のアレテ第13条により廃止）

公教育局長は、フランス人教育職員の昇進に関する委員会の審議の議長を司る。そして、第二段階教育の原住民教員の昇進に関する委員会の議長は、公教育局長本人によるかその代理が司る。

公教育局長は、インドシナ連邦各国における第一段階教育、第二段階

274 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

教育に関する予算案について意見を述べる。

公教育局長は、下記のような公教育の職務に関して有用なすべての資料を中央に集める。

・ 報告書、統計、教育課程 *programmes*、教科書、また、公教育に関する各種審議会・諮問委員会から出された勧告

公教育局長は、植民地で刊行される学校教育あるいは教育方法関係 *caractère scolaire ou pédagogique* の定期刊行について直接的な統制を行う、かつ、公教育総括報告書 *Bulletin général de l'Instruction publique* の刊行を滞りなく行う。

第9条 (1921年6月20日、1925年4月2日のアレテにより修正) のアレテにより修正) 《3つの公教育視学官のポストが創設される。

1 - (1925年4月2日のアレテにより廃止)》

2 - 文系視学官

3 - 理系視学官

この2人の公務員は、公教育局長の直轄管理下に置かれる。

第10条 (1925年4月2日のアレテを参照のこと)

第11条 (1921年6月20日のアレテにより修正)

《文系視学官および理系視学官は、公教育局長の提案に基づき総督によって任命される。彼らは、植民地において少なくとも2年間勤務した、第2段階教育担当教員の中から選出される。

彼らは、自らの等級の俸給を受け取り、年間1,200ピアストル *piastres* に固定される付加金を受領する。彼は、公教育局長の提案に基づき総督によってその職務を解任される。この場合、彼らは、抜擢されたときの地位に戻る。

第12条 (1921年6月20日のアレテにより修正)

《公教育視学官は、公教育局長が責任を持つすべての職務の完遂のために、彼を援助する。彼らは、公教育局長の委任を受けて、師範学校、職業教育機関の他、第1段階・第2段階のすべての教育機関を監督する。公教育視学官は、出張の際、規定の手当を受領する。彼らは、出張・滞在・宿泊 *l'hospitalisation* にあたって、1904年1月6日のデクレによ

り修正された1897年7月3日のデクレの付表の第1カテゴリーBが適用される。

第13条 （1921年6月20日のアレテにより修正）

《師範学校の視察は、インドシナの教育方法の上級学校長 *le Directeur de l'Écoles supérieures de Pédagogie de l'Indochine* によって行われる。職業教育学校とデッサン教育学校の視察は、技術学校の校長か、視察のために公教育局長の提案に基づいて総督によって指名された教授によって行われる。

視察任務の期間中、これらの公務員は、規定の出張手当を受領する。暫定的措置によって、本アレテの制定日において職務に当たっている職業教育視学官・デッサン教育視学官は、以前に支給されていた1,200ピアストルの出張経費を受け続ける。

第14条 （1924年7月17日のアレテにより修正）

公教育局は、次の権限を受け持つ、事務局、行政全般担当局、視察・技術研究担当局から構成される。

I－秘書事務局、および行政全般担当局

・秘書事務局・記録保管所

－郵便物の開封、－到着書類・発送書類の記録、－各部局間の任務の配分、－機密事項・保留事項、－暗号課、－叙勲、－記録文書の分類、－出版物の購入、－インドシナ人の試験結果の公認、－フランス人の試験結果の官庁による有効性の認証、－免許状の交換と発行

・第1事務局

－フランス人高等教育、－技術高等教育学校、－大学の管理。
 －医学・薬学の全課程実施学校、－植民地において実施されている法律研究の届け出、－技術高等教育に関する問題の研究、
 －学校の活動状況、－教育課程の編成、－入学試験・進級試験・修了試験の企画準備、－大学の学生 *eleves* の募集、－奨学金・教育補助金受給希望者の試験、－行政機関への生徒・学生の任命、－フランスへの学生の派遣、－（高等教育について

の) ママ政府審議会への報告、－一般教養試験、－東洋語試験。

・大学の全般的管理

－寄宿舎の組織・機能・管理、－学生の登録と配分、－学生の休暇派遣、－大学の外での規律、－講義時間の作成。

・第2事務部局：行政・人事事務局

－公教育のフランス人教員と補助教育の原住民教員の登録簿と書類、－雇用申し込み、任命、配置転換、昇進、解雇、休暇、－給与口座の引き出しと決済用の書類の準備、－名誉職、－教員に関する全記録書類の集中化。

インドシナにおける公教育に関する行政規律の全問題（高等教育は除く）の研究。

・第3事務部局：会計課

－公教育局およびその管轄下にある職務の会計全般、－支出した会計、－支出の決済、－給与と給与に付随する手当、－公教育局、リセ、記録書類保管所・図書館業務の予算案、－事業展開活動計画、－交通費：経路地図・請求書、－交通運賃

・設備・備品：経理－題目、－日常の会計記録と会計記録簿の保管、－賃貸借契約・注文・備品の取引、－職務に不要な備品の購入の禁止。

II－専門分野の任務：教育方法 *pédagogie* の組織と教育統制 *Contrôle de l'enseignement*

・部局A：初等教育、上級初等教育、フランス人中等教育

－初等教育、上級初等教育、中等教育に関する専門上の全ての問題の研究、－カリキュラムの適用、－統計の作成と政府審議会・公教育部局へ提出する報告書作成、－試験の企画準備：試験委員会の任命と試験問題の作成、－視察と派遣団、－私立学校教育と卒後学校外教育活動の管理、－訴訟担当部局と公教育諮問委員会担当部局。

・部局B：フランス人－インドシナ人教師による初等教育・職業

教育・補助教育、－地域の中等教育。

－フランス人－インドシナ人教育に関する全ての専門的問題の研究、－教育カリキュラムの編成と修正、－試験の企画準備：試験問題の作成、－視察と派遣団。

・部局C

－公教育報告書、－図書館・フィルム・教育博物館、－教育図書出版と教科書の統制、－統計の作成と政府審議会・公教育部局へ提出する報告書の作成、－公教育諮問委員会の準備と担当事務局、－極東諸国における教育組織の研究と植民地における教育に関する全資料の中央集中化。（1806）

第15条 （1924年5月24日のアレテによる修正）

《現物および金銭による支給に関する1916年2月13日のアレテの適用を受ける権利を与える公教育局の雇用の職種と人数は、以下のように定められる。

事務局 *service du Secrétariat et des Bureaux* 長1人

文書保管 *Archiviste* 局長1人

第1事務局－局長1人

課長2人

第2事務局－局長1人

課長1人

第16条 （1921年6月20日のアレテによる修正）

上記の雇用は、公教育局長官の要求に基づいてインドシナ行政の一部局の管理職に出向中の公務員に委ねられる。

事務局長は、800ピアストルの年俸を受領する。この年俸は、局長には600ピアストル、課長には300ピアストルと定められる。

公教育局長の指示による原住民の事務員および運送係 *expéditionnaires* は、原住民あて給与の枠内で、その職位の給料を受領する。

第3編 公教育諮問委員会

第17条から第21条（1924年9月18日のアレテによる廃止・修正）

第4編 教員全般規定

第1章 一般規定

第22条から第26条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第2章 インドシナ着任のフランス人職員

第27条から第30条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第3章 地方幹部のフランス人職員

第31条から第37-bis条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第4章 フランス人職員の昇進表

第38条および第39条（1924年4月25日のアレテによる廃止）

第40条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第41条（1921年6月20日のアレテによる廃止）

第42条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第43条から第46条（1921年6月20日のアレテによる廃止）

第5章 フランス人職員の規律

第47条から第49条（1921年6月20日のアレテによる廃止）

第6章 フランス人職員に関する移行処置

第50条から第51条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第7章 原住民職員

第52条から第57条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第8章 原住民職員に関する移行処置

第58条および第59条（1921年6月20日のアレテによる廃止）

第9章 出産休暇

第60条 インドシナにおける教育に携わるフランス人女性職員〔教員〕の出産特別休暇は、1913年2月20日のデクレによって規定される。

第61条 合計2ヶ月間の出産特別休暇は、出産前と出産直後の期間、教育に携わる原住民枠の女性職員〔教員〕に与えられる。

第62条 この休職は、その休暇期間中、就業中と同額の俸給を受領する権利を与える。

第63条 出産休暇は、当事者の要求に基づき、教員の状況を証明する医療診断書の提出をもって、その許可を認める権限を持つ当局によって認められ

る。

第64条 この2ヶ月の特別休暇の期限が切れ、当事者が、その勤務の再開が不可能だとわかった場合、半額の俸給で、回復期休暇 *congé de convalescence* として一ヶ月間の延長を得ることができる。

第65条および第65-bis 条（1924年9月18日のアレテによる廃止）

第2巻 第1段階教育（全般的指示）

第1編 フランス人基礎初等教育学校 *Écoles primaires élémentaires françaises*

第66条 もし、予算の財源が許すならば、各大都市および地方の中心都市 *chef-lieu* に、ヨーロッパ人生徒のみを受け入れるフランス人用基礎初等教育学校および幼稚園が、設置される。これらの学校は、地域の、地方の、あるいは市の予算で維持される。

基礎初等教育学校は、満6歳から13歳の子どもに開かれる。

幼稚園は、その発議権が地方行政長官 *Chefs de l'Administration locale* に委ねられている条例によって決定される⁽¹⁾。

これらの学校は、就学人口の数値が、男子学校と女子学校との開設を証明するのに十分でない地域では、共学である。

教員は、フランス人のみである。（1807）

（1）一般規則に則って、これらの学校は、視学官の下におかれる。

第67条 これらの学校のカリキュラム *programmes* は、要するに、フランス本国で初等教育を組織している1886年10月30日の法律を執行させた1887年1月18日のデクレに記載されているカリキュラムである。

詳細なカリキュラムは、1890年8月8日、1894年1月4日、1897年3月9日、1899年9月17日・20日のアレテによって補完された1887年1月18日の省令に添付されたカリキュラムである。

第68条 前条が適用される基礎初等学校は、後出の第76条で問題とされる「学校グループ」*groupes scolaires* の中に含まれる。

フランス人用初等学校のフランス人教授あるいはフランス人女初等教師は、「グループ」のフランス人－原住民用学校において、いくつかの

学級での授業を実施する義務を負う。

第2編 フランス人—原住民用初等教育

第1章 男子のコミューン学校 Écoles communales

第69条 各コミューンに、原則として、公的な初等教育のための校舎が少なくとも一校が設けられる⁽¹⁾。

しかしながら、コミューンの経費で一校を維持するために、納税者500人以下のコミューンは、集まることができる。

（(1) 原住民が利用する幼稚園の開設については、そのあらゆる発議権は、地域行政長官に属する。）

第70条 公的な初等教育学校においては、本規定に明記された条件において公的当局によって任命された男教師と女教師だけしか、教えることができない。

コミューンは、新たな学校を開設しようとする毎に、初等教員の指名を得るために上級当局に申請書を提出しなければならない。

第71条 これらの学校の建設と維持のあらゆる経費は、原住民初等教員の俸給を含めて学校の平常的な運営に充当される経費と同様に、原則として、コミューンの負担とする。

原住民初等教員の俸給の滞りない支給は、それでもなお、権能を持つ行政機関によって保障される。地方行政長官 *Chef de l'Administration locale* のアレテは、前払いされた金額の、コミューンによる返還の方式を定める。予算の自由処分権の範囲内で、インドシナの地域・地方の *locaux et provinciaux* 様々な予算は、事情が許せば、初等教育学校の経費の全てあるいは一部について、その負担とする。

いずれにせよ、フランス人職員の俸給は、関係する地元の地方予算によって直接に負担される。

第72条 前条において予定されているように、様々な予算から補助金を受ける学校の状態は、地方行政長官が総督に提出すべき、フランス人—原住民用教育の活動についての年次報告に添付される。

第73条 学校のためにコミューンによって提供される、あるいは、コミューン

よって建造される建物の区画は、初等教育局長によって〔インドシナ〕連邦内各国 *pays* のために作成され、地方行政長官のアレテによって執行される特別規則によって明示された施設・設備、保健・衛生に合致しなければならない。

第74条 初等教育学校の教員と助教員の人数は、組織される授業〔課程〕*cours* に比例して就学生徒数に応じて決められる。教員数は、特別な場合はそのたびに、初等教育局長の提案に基づく地方行政長官の決定によって定められる。この決定は、コミューンの側からの訴えが無くとも行われる。

第75条 初等教育局長の提案によって、かつ、地方議会 *conseils provinciaux* および地区 *arrondissement* 議会への意見聴取後に採られる地方行政長官の決定は、コミューンの学校を意味する。この学校においては義務的に、後出第五編に示されるような完成した初級科 *cours primaires* が組織される。これらの学校は、「全課程実施初等学校」*écoles primaires de plein exercice* と命名される⁽¹⁾。

(1) 主要な中心都市の学校の場合、都市学校 *écoles urbaines* と称する。これらの学校は、志望者を直接、初等教育修了証書 *certificat d'études primaires* に向けて準備し。また、自分の学習を続けることを望む生徒、とりわけ学習を有効に継続する能力を持つ生徒を収容する。

植民地の全域に分散されるこれらの学校の数は、住民の利益に最も良いように、そして、地方の全可能性を考慮に入れた形で、前もって *a priori* 決めてはならない。

とりわけ、予算的補助金が最初に割り当てられるのが全課程実施初等学校であり、このことが、第71条で問題としているのである。

第76条 地方の中心都市において、初等教育は、フランス人教師の管理下に置かれ、フランス人教師のいない場合のみ、原住民教師の管理下に置かれる。

地方の中心都市において、複数の全課程実施初等学校か基礎初等学校

282 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

がある場合、これらの学校は、一つの「学校グループ」を構成し、その管理は、フランス人教師に委託され、前項と同様に、フランス人教師のいない場合、原住民教師に委託される。

「学校グループ」の中に、フランス人女初等教員が一人しかいない場合、この教員は、学校グループの管理者〔校長〕*Directrice* となる。何らかの事情がある場合、地方行政長官は、その官吏を彼女に任すべきだとは考えず、その学校またはその学級はグループから独立したものと考え、彼女は、初等教育校長〔管理者〕を解任する。

大都市では、初等学校は、いくつかの「学校グループ」に振り分けられ、それぞれその管理者〔校長〕を持つ。

第77条 漢字教育 *enseignement des caractères chinois* は、ヴェトナム *pays annamites* の「基礎学校」では任意であり、その組織は、コミューン議会の自由発議に任せるか、この件で生徒の親と意見が一致した学校教師の自由発議に任せる。

ともあれ、これらの学校での漢字教育を行う任意の授業 *classe* は、常に木曜日の午前中に行うよう定められる⁽¹⁾。

注 (1) この規定は、基礎学校で、子どもに易しい文字の正書法を教える *apprendre à calligraphier* たり、いくつかのとてもありふれた教訓的な格言 *sentences morales* を覚えさせる関心 *intérêt* 以外のいかなる関心も提供しない漢字の学習に充てられる時間（週に1時間30分）にのみ厳密に限定することを目的とする。

漢字授業は、学校教師とコミューン議会によって承認された、村に居住する善意の知識階級 *lettrés*〔文官階級〕によって行われる。多くの場合、この知識階級は、子どもの分担金とかコミューンの手当金とかによって支払われる、取るに足りない報酬しか請求しない。

ただし、このことは、現在、少なくとも一人の無償の漢字教師 *professeur de caractères libre* である《*thầy dô*》がいる各村々で行われている。新たな規則によって、この《*thầy dô*》

による無償学校が、コミュニン学校の統制の下で関係者の意志で配置されている。

例え、規則が漢字教育に沈黙 *muet* していても、《*thầy dô*》学校は、実際には、〔規則制定の〕影響による極めて著しい制約はさほど受けない。というのも、コミュニン学校が、木曜日を除いて、子どもの全〔授業〕時間を吸収しているからであり、それゆえ、普通ならその他の日は生徒を《*thầy dô*》から取り上げているはずだからである。反対に、コミュニン学校の中にこれらの《*thầy dô*》を《囲い込

み、彼らが現在用いている教え方よりもさらに実際のな、漢字教育の新しい方法を彼らに課することで、確かな利点がある。（1808）

第78条 地方議会 *conseils provinciaux* か地区議会 *conseils d'arrondissement* の意見聴取の後に採られるアンナンの国〔ヴェトナム〕における地方行政長官の決定は、漢字教育が与えられるはずの全課程実施初等学校を指名する。

漢字授業は、これらの学校では、中級科と高等科の全ての生徒に義務的⁽²⁾であり、そのほかの科〔準備科・初等科〕では任意である。漢字授業は、後述の第4編で示される条件によって募集される初等教員によって保障される。

関係する地方行政長官は、毎年、総督に、教育についての報告と一緒に、漢字教育の実情を浮き出たせた、漢字教育が教えられている公的な学校の状況を提出する。

注（2）この義務は、理解される。事実、地方政府にしろ、コミュニンにしろ、これらが住民の要求と原住民当局の要求に基づいてこの〔漢字〕授業を創設するために必要な出費をなすとき、授業を継続するかしないかの能力を生徒のファンタジーに委ねてはならない。正規の授業を滞りなく行わなければならない。さらに、近代の〔教授〕方法による極端な簡素さを持ち、大変な努力を要しない漢文？／漢字？*lettres chinoises* の初等教育は、毎年二つの授業しかない。生徒に、初等サイクル（中等科・

284 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

高等科)の終わりの2ヶ年に勤勉さを課せば十分である。その前の学年においては、漢字 *caractères* の準備教育は、純粋に書記法の理法である。

第79条 成人のための授業は、地方行政長官の決定に基づき全課程実施初等学校および基礎学校に設置される。同時に、地方行政長官は、この授業についてのあらゆる実施条件を定める。

第2章 原住民用女子初等学校

第80条 女子初等学校の組織は、原則として、男子コミュニケーション学校の組織と同じ規則に従う。

地方の中心都市には、初等教育の完全なサイクルを持つ原住民用女子初等学校が少なくとも一校置かれる。

しかしながら、資金の一時的な不足の結果、男子学校と女子学校を別々に設置することができないところでは、同一の校舎が2種類の生徒に使用されるとか、同一の教員が別々の教室で教えるとかして、男女共学の学校が組織される。しかし、この二例でも、授業は、原則として、女子と男子とは別々に行われなければならない。しかしながら、女子と男子の集会は、第一サイクル *Cycle primaire* の第一課程 *premier cours* (幼児学級 *cours enfantin*) では許可される。

第3章 寄宿学校・半寄宿学校 - 奨学金

第81条 有料の寄宿生・半寄宿生は、寄宿のために必要な部屋が与えられる初等学校に収容される。

校長は、それぞれ特別な事例について、地方行政長官のアレテによって定められる条件に従い、寄宿舎の管理をおこなう。

第82条 10ヶ月の就学期間中の全寄宿代金は、30ピアストル *piastres* を下回ってはならない。

半寄宿代金は、15ピアストルを下回ってはならない。

支払いは、各月の始めに前もっておこなわれなければならない。

特別にこの事務の任にあたる校長あるいは公務員は、このために規定される規則に従った学校会計課の業務を執行する。

第83条 地方行政長官は、自らに属する権限の下で、寄宿舎を設置する初等学

校に対する給費を制定する。

第84条 地方行政長官が、寄宿舎を備えていない全課程実施初等学校に対して、《家族奨学金 *bourses familiales*》と呼ばれる特別奨学金制度を制定するのは自由である。家族奨学金は、学校センターに住む〔意味不明〕名家に寄宿している受益者〔生徒〕の親に対して最低、月 7 \$ 00〔ママ、単位の意味不明〕の手当で成り立つ。

第3編 第1段階教育の学校の管理 *Direction・視察 Inspection・監督 Surveillance*

第1章 管理⁽¹⁾

(1) インドシナ連邦の各国の地方中心都市に教育局長を設置する
1924年4月15日のアレテを見よ。

第85条 （第1パラグラフは、1921年6月20日のアレテにより修正）《インドシナ連邦の各国の第1段階の学校の全体の管理は、《初等教育局長 *Directeur de l'Enseignement primaire*》との職名を持ち、また、行政の視点からは地方行政長官、技術的・職業的視点からは公教育の *Directeur* に属する教員団 *corps enseignant* の一員である一人の官吏の管轄に属する。》

初等視学官、および、初等学校に勤務する教授・初等教員は、初等教育局長の指揮の下に入る。

彼は永続的に、自分自身で、あるいは、彼の代理人を通して、彼の職務内にある国の第1段階の全ての学校の監視 *contrôle* を行う。(1809) 彼は、とりわけ、各学校での独自プログラムと独自時間割の施行が確実に行われるように気を付ける。施設の保持・維持の状態、生徒の行儀と(学習の)進捗状態についても同様である。

彼は、その権限下にあるフランス人用学校の試験、フランス人－原住
民用学校の試験期間を組織する。

(第5節は、1921年6月20日のアレテにより廃止)

彼は、その管理下に置かれる全職員の個人別の業績評価表を集約する。彼は、理由があれば、その見解をそれに書き添える。彼は、昇進を

推奨された原住民幹部 *cadres* 職員一覧表を作成する。

第86条 インドシナ連邦各国の初等教育局長またはその代理人は、定期的に、第一段階の教育を行っている私立学校を視察する。彼は、使用中の教科書や生徒の帳面を提出させる権利を有する。同じく、特に、首都の私立学校では、義務となっている学籍簿 *registres scolaires* と職員名簿、寄宿舎学校では寄宿生徒名簿を提出させる権利を有する。

第87条 学校の創設・廃止、後者の建築・移転、第一段階教育（学校）の予算計上等々、この教育の発展に有益なあらゆる手段は、義務的にこの目的のためになされる。

第88条 初等教育局長は、その職務に関する予算の執行を監督する。彼は、その目的で彼に委ねられている予算の範囲内で支出の執行を認可できる。

第89条 公教育の全般的査察のために、書類・統計・定期的に卒業費が義務づけられている報告書など、あらゆる情報が提供されなければならない。

第90条 保護国〔ラオス・カンボディア・トンキン東京・アンナン安南・フエのグエン阮朝〕では、初等教育局長は、意見交換や総督府と保護国の代表者との事前合意を必要とするその所轄の全ての問題の検討のために植民地総督府に付与されている理事長官の権限の下におかれる。

第91・92条（1924年4月25日のアレテにより廃止）

第2章 初等学校の視察・監督 *inspection et surveillance*

第93条 地方 *provinces* 長官とそのフランス人または原住民の代理人は、その管区内の初等学校の活動状況を常時、監督する。

第94条（1925年6月12日のアレテにより修正） 専門的・技術的観点からの初等学校の視察が、以下のように行われる。

a) 地方の首府の全課程実施〔初等〕学校あるいは学校グループの指導も同時に行うフランス人初等視学官によって、各地方にあっては、永続的に視察される。

それが必要な場合、フランス人－現住民用初等学校の視察・指導は、地方記局長官あるいはフランス人初等視学官の権限下で、原住民初等視学官あるいは現住民初等学校長に委ねることができる。

これら原住民初等視学官と原住民初等学校長は、地方教育局長官の提案に基づき地方行政長官によって任命される。彼らは、少なくとも第3級のフランス人—現住民用高等初等教育の教授の中から、あるいは、公教育長官の助言に基づき、原住民の主任初等学校教員 *instituteurs principaux* の中から選任される。

b) 不定期的に、特定の課題についての査察について、地方教育局長官によってその目的のために特別に派遣されたフランス人公務員によってこれら査察派遣団は、初等視学官の任務か〔初等〕学校長の任務に就いている初等教育主任教授の中から選任される。

c) フランス人校長がいない地方においては、高等師範学校 *Ecole supérieure de Pédagogie* 終了免状を持つ生徒の中から選ばれ、初等教育局長の提案に基づき地方行政長官によって任命される原住民視学官によって、恒常的に視察される。

第95条（1921年6月20日のアレテにより廃止）

第96条（1921年6月20日のアレテにより修正）現住民初等視学官は、地方行政長官の提案に基づき、総督のアレテによって、〔インドシナ〕連邦の各国に対して定められる職務手当と出張手当を受領する。

初等視学官の俸給と俸給に付随する諸手当は、原則として、関係する地方予算 *budgets locaux* によって支給される。しかしながら、コーチシナでは、現住民初等視学官の俸給と俸給に付随する諸手当は、地方予算 *budgets provinciaux* によって地方予算 *budget local* に払い戻される。

第4編 第1段階教育の教員

第1章 フランス人教員

第97条～第109条

第2章 現住民教員

第110条（1810）～第125条

288 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

第5編 フランス人—現住民初等学校の教育プログラム（1811）

第1章 全般的指導

第126条～第135条（1812）～第138条

第3巻 第2段階の教育

第1編 男子・女子のフランス人上級初等学校

第139条～第142条（1813）～第144条

第2編 中等教育

第1章 ハノイのリセ

第145条～第153条（1814）

第2章 シャスル＝ロバ・コレージュ Collège Chasseloup-Laubat

第154条～第159条

第3編 フランス人—現住民上級初等教育

第1章 学校施設

第160条～第165条

第2章 生徒の募集 - 奨学金（1815）

第166条～第173条（1816）～第185条（1817）《20か条》

第4編 男教員・女教員師範学校—教員養成コース

第186条～第208条《23か条》（（参照 男女師範学校の改組に関する3月19日アレテ））

第5編 第2段階の教育施設の指導・監督・視察

第1章 指導 direction

第209条（1924年4月25日アレテによる廃止）～第214条

第2章 監督・視察 surveillance et inspection

第215条～第218条

第3章 第2段階の学校・施設の行政会議 *conseils*

第219条～第220条（1818）～第221条

第6編 フランス人－現住民教育の改善会議

第222条～第224条

第7編 第2段階教育の教員

第1章 フランス人教員

第225条～第230条

第2章 現住民教員

第231条～第240条

第3章 教育職員の勤務時間と超過勤務料金

第241条～第242条（1819）～第247条（1820）～第249条

第3編 フランス人－現住民補習教育プログラム

Programme de l'enseignement complémentaire franco-indigène

第250条～第254条

補足編

第1章 （学習）成績簿 *Livret scolaire*

第255条～第256条～第257－258－259条（廃止 1924年12月26日アレテ）（1821）

第2章 教科書 *Manuels scolaires* 第260条

第1節 公立学校

第261条～第267条

第2節 私立学校

第268条～第269条

第4編 職業教育（参照 1921年11月21日アレテ）

第270条～第304条《35か条》

290 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

第5編 試験 Examents

第1章 現地試験

第305条

第1章〈ママ〉共通措置 (1822)

第306条～第314条 (1823) ～第318条

第2章 初等教育修了証書 Certificats d'eudes primaire

第319条～第327条 (1824) ～第329条

第3章 フランス人－現住民上級初等教育修了証書 (参照 1925年1月
16日アレテ)

第330条～第338条

付録 Annexe No.1 試験 Examents 登録書式

付録 Annexe No.2 試験 Composition 表の書式

付録 Annexe No.3 初等教育修了証書書式 (1825)

付録 Annexe No.3 フランス人－現住民上級初等教育修了証

第2編 フランス語試験 Examens français (1826)

第1章 基礎初等教育修了証書 Certificat d'études primaires élémentaire

第339条～第345条 (1827) ～第349条

第2章 上級初等教育修了証書 Brevet d'enseignement primaire supérieur

第350条～第356条 (1828) ～第369条

第3章 基礎修了証書および上級修了証書 Brevet élémentaire et brevet supérieur

第1節 基礎修了証書および上級修了証書に共通な措置 Dispositions communes au Brevet élémentaire et brevet supérieur

第370条～第374条 (1829) ～第388条 (1830) ～第390条 (21か条)

第2節 基礎修了証書のための試験 Exament pour le brevet élémentaire

第391条～第395条

第3節 上級修了証書のための試験 *Exament du Brevet supérieur*

第396条 1. 記述証明 *Epreuves érites* (1831)

2. 口頭および実際証明

第397条～第399条

第4章 教職適性証書 *Certificat d'apptitude pédagogique*

第400条～第401条 (1832) ～第412条 (1833) ～第416条 《17か条》

第5章 本国の中等教育バカロレアの各種に対応する能力証明書 *Brevet de capacité correspondant aux différentes séries du baccalauréat de l'enseignement secondaire de la Métropole*

第417条

応募登録

第418条～第420条

証明試験 *Epreuves* (1834)

第421条～第427条

試験の形式 *Forme des examants*

第428条～第429条 (1835)

第430条 作文（試験）*Compositions* の時間は、以下の通り。

第1部 試験の種類 A：ラテン語－ギリシャ語コース B：ラテン語－現代語 *languages* コース C：ラテン語－科学コース D：科学－現代語コース

第2部 作文の種類 哲学コース 数学コース

第3部 証明試験の種類

第431条 各証明（試験）の価値（評点）は、0 から20点によって表現される。

以下の係数が各試験に配分される。

第1部 試験 *Epreuves* の種類

第2部 試験の種類 (1836)

第432条 合格には、受験生は、最高点の半分の点数を獲得しなければならない。すなわち、

第1部

ラテン語－ギリシャ語コース・・・150点

292 法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号

ラテン語－現代語 *langues* コース・・・140点

ラテン語－科学コース・・・・・・・・・・200点

科学－現代語コース・・・・・・・・・・190点

第2部

哲学・・・・・・・・・・・・・・・・・・105点

数学・・・・・・・・・・・・・・・・・・220点

第433条～第435条

交換の権利 *Droits d'échange*

第436条

第6巻 教育奨学金 *Bourses scolaires*

第1編 フランス政府奨学生 *Boursiers français* (1924年10月15日アレテ
参照のこと)

第437～500条【163か条分の条文なし】

第2編 現住民奨学生の本国への派遣 (1924年12月1日アレテ 参照のこと)

第500bis 条～第526条【27か条分の条文なし】

第7巻 高等教育 (1918年12月25日アレテ 参照のこと)【条文なし】



